



福岡医発第 800 号(地)
令和 6 年 6 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について

今般、令和 6 年度診療報酬改定において特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）の一部が改正されたことに伴い、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成12年 3 月31日付け老企第59号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）が一部改正されることとなった旨、日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

一部改正の内容といたしましては、介護老人保健施設での薬剤の費用が医療保険からの給付となっている血友病治療薬の対象範囲が見直されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報Vol. 1265

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について
(令和 6 年 5 月31日 老老発0531第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 466 号（介護）

令和 6 年 6 月 4 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について

今般、令和 6 年度診療報酬改定において特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）の一部が改正されたことに伴い、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成 12 年 3 月 31 日付け老企第 59 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）が一部改正されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

一部改正の内容としましては、介護老人保健施設での薬剤の費用が医療保険からの給付となっている血友病治療薬の対象範囲が見直されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下の郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1265

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について
(令 6. 5. 31 老老発 0531 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び
通院（対診）について」の一部改正について
計 2 枚（本紙を除く）

Vol.1265

令和6年5月31日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2174、3943)
FAX：03-3595-4010

老老発 0531 第 1 号
令和 6 年 5 月 31 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の
一部改正について

今般、特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 59 号）により、特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）の一部が改正されたことに伴い、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成 12 年 3 月 31 日付け老企第 59 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）について、別添のとおり改正することとしたので、ご了知の上、貴管内の関係施設への周知をお願いしたい。

(別添)

○ 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成 12 年 3 月 31 日老企第 59 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
1～6 (略) 7 処方せんの取扱いについて (1) (略) (2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑩に掲げる場合及び診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第 4 節区分番号 30 に掲げる特定保険医療材料及び同節第 2 款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと。 ①～⑤ (略) ⑥ 血友病の患者に対して使用する医薬品（ <u>血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。</u> ）の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ⑦～⑩ (略)	1～6 (略) 7 処方せんの取扱いについて (1) (略) (2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑩に掲げる場合及び診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第 4 節区分番号30に掲げる特定保険医療材料及び同節第 2 款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと。 ①～⑤ (略) ⑥ 血友病の患者に対して <u>血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体</u> の支給を目的とする処方せんを交付する場合 ⑦～⑩ (略)